



平成 27 年 6 月 5 日

各 位

会社名 コンピュータマインド株式会社
(銘柄コード：2452)
代表者名 代表取締役 竹内 次郎
問合せ先 取締役 東 時生
役職・氏名
電話番号 044-856-9922

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年6月5日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月29日開催予定の第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本お知らせにより、平成27年5月14日付「定款の一部変更に関するお知らせ」および平成27年5月29日付「定款の一部変更に関するお知らせ」は、訂正となります。

記

1. 定款変更の目的

当社の業務運営上、現在の当社の状況に適した内容とするため、定款の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本定款変更は平成27年7月13日（月曜日）よりその効力を生じます。

(変更箇所は下線で表示しております。)

旧	新
(商号) 第1条 当社は、コンピュータマインド株式会社と称し、英文ではComputer <u>M a i n d</u> C o . , L t d . と表記する。	(商号) 第1条 当社は、コンピュータマインド株式会社と称し、英文ではComputer <u>M i n d</u> C o . , L t d . と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子計算機のシステム開発および導入から運営までの請負業務
2. 電子計算機の販売および電子計算機の周辺機器並びにこれに関連する消耗品の販売業務
3. レジャー、関連施設等の運営
4. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
5. パソコン教室の運営及び経営
6. リラクゼーションサロンの運営および指導
7. 光源および光源応用機材器具の開発、製造ならびに販売
8. 自然エネルギー等を利用した発電設備の開発、工事の設計ならびに販売と売電
9. 有機低温熱分解装置の開発、製造ならびに販売
10. 上記各号に附帯する一切の事業

(発行可能株式総数および各種の株式の数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、80万株とし、そのうち普通株式は60万株、A種株式は10万株、B種株式は10万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、普通株式100株、A種株式100株、B種株式100株とする。

2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子計算機のシステム開発および導入から運営までの請負業務
2. 電子計算機の販売および電子計算機の周辺機器並びにこれに関連する消耗品の販売業務
(削除)
3. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
4. パソコン教室の運営及び経営
(削除)
5. 光源および光源応用機材器具の開発、製造ならびに販売
6. 自然エネルギー等を利用した発電設備の開発、工事の設計ならびに販売と売電
7. 有機低温熱分解装置の開発、製造ならびに販売
8. 上記各号に附帯する一切の事業

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、174万株とする。

(削除)

(以降、条数を繰り上げる)

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(削除)

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(議決権制限株式A種株式)

(削除)

第11条 当社は、株主総会において議決権を制限した種類株式A種株式（以下「A種株式」という）を発行することができる。

2 A種株式の株主には、残余財産の分配は受けられないものとする。

3 A種株式の株主は、A種株式が発行されて2年を経過した以降において、当社に対して当該A種株式の取得を請求することができる。

当社は、A種株式1株を取得するのと引換に、当該株主に対し、普通株式を交付する。

(B種株式)

(削除)

第12条 当社は、配当をしないこと以外は普通株式と異なるB種株式を発行することができる。

2 B種株式の株主は、B種株式が発行されて2年を経過した以降において、当社に対して当該B種株式の取得を請求することができる。

当社は、B種株式1株を取得するのと引換に、当該株主に対し、普通株式を交付する。

(種類株式の転換)

(削除)

第13条 当社は、A種株式、B種株式の発行日後、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、取締役会で定める日をもって、A種株式、B種株式の株主に対しA種株式、B種株式1株につき普通株式1株の割合を持って普通株式を交付するのと引換に当社がその全部を取得することができる。

(1) 当社を消滅会社とする合併契約書承認決議案の可決

(2) 当社を完全子会社とする株式交換契約書承認決議案もしくは株式移転の議案の可決

当社の取締役会が、当社の発行する普通株式につき、証券取引所に上場することを申請する旨または店頭売買有価証券登録原簿に登録することを申請する旨を決議した場合

(以降、条数を繰り上げる)

(決議の方法)

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(新設)

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(A種株式が行使できる議決権)

第21条 当社が発行する議決権制限株式会社であるA種株式について議決権を行使することができる事項は次のとおりとする。

(1) 取締役の選任並びに解任に関する事項

(2) 会社法第435条第2項に定める計算書類等の承認に関する事項

(3) 営業譲渡等

(4) 株式交換または株式移転

(5) 会社分割

(6) 合併

(7) 組織変更

(8) 解散

(9) 資本の減少

(10) 定款の変更

(11) 第三者に対する有利な株式発行

(12) 第三者に対する有利な条件による新株予約権の発行

(13) 会社法第120条、第309条、第424条乃至第427条、第462条、第478条、第479条、第486条、第491条に規定する決議

2 議決権制限株式会社については、前項以外について議決権を有しないものとする。

(員数)

第22条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この機関を短縮することができる。

2 会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 (現行どおり)

(削除)

(以降、条数を繰り上げる)

(員数)

第17条 当社の取締役は5名以下とする。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、取締役会の決議によって定める。

(新設)

(員数)

第31条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(新設)

第7章 情報開示

(会社内容説明書の作成)

第38条 当会社は、日本証券業協会の定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を同協会が定める提出期間までに作成する。

(新設)

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(員数)

第27条 当会社の監査役は3名以下とする。

(監査役の責任免除)

第31条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(削除)

附 則

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(新設)

第2条 前条及び本条は平成28年7月13日までとし、平成28年7月14日をもって削除するものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月29日（月曜日）

定款変更の効力発生日 平成27年7月13日（月曜日）

以上